

特別養護老人ホーム 湖の花 入居料金表

令和7年8月1日現在

1. サービス利用料金

単位:円(介護職員等処遇改善加算含む)

介護度	負担段階	負担割合			居住費 (日額)	食費 (日額)	おやつ (日額)	月額		
		1割	2割	3割				1割	2割	3割
要介護度 1	第1段階	799	/	/	880	300	100	64,449	/	/
	第2段階				880	390	100	67,239		
	第3段階①				1,370	650	100	90,489		
	第3段階②				1,370	1,360	100	112,499		
	第4段階				1,597	2,395	3,350	1,710		
要介護度 2	第1段階	882	/	/	880	300	100	67,022	/	/
	第2段階				880	390	100	69,812		
	第3段階①				1,370	650	100	93,062		
	第3段階②				1,370	1,360	100	115,072		
	第4段階				1,764	2,646	3,350	1,710		
要介護度 3	第1段階	971	/	/	880	300	100	69,781	/	/
	第2段階				880	390	100	72,571		
	第3段階①				1,370	650	100	95,821		
	第3段階②				1,370	1,360	100	117,831		
	第4段階				1,942	2,913	3,350	1,710		
要介護度 4	第1段階	1,056	/	/	880	300	100	72,416	/	/
	第2段階				880	390	100	75,206		
	第3段階①				1,370	650	100	98,456		
	第3段階②				1,370	1,360	100	120,466		
	第4段階				2,111	3,167	3,350	1,710		
要介護度 5	第1段階	1,138	/	/	880	300	100	74,958	/	/
	第2段階				880	390	100	77,748		
	第3段階①				1,370	650	100	100,998		
	第3段階②				1,370	1,360	100	123,008		
	第4段階				2,276	3,414	3,350	1,710		

☆食費単価は、朝:300円 昼:710円 夕:700円です。食数によりご負担頂き、各段階の食費が1日の上限になります。

2. 基本的加算料金(毎月【1. サービス利用料金】に加算されるもの)

単位:円

加算種類	1割負担	2割負担	3割負担	加算の内容
☆上記のサービス利用料金に下記の①～④の加算が加わります。(介護職員等処遇改善加算を含む)				
①看護体制加算(Ⅰ)口	6	11	16	常勤の看護師を1人以上配置しています。
②看護体制加算(Ⅱ)口	10	19	29	看護職員を常勤換算で基準数以上配置し、24時間の連絡体制を確保しています。
③夜勤職員配置加算(Ⅱ)口	22	44	66	夜勤を行う介護・看護職員の数が、最低基準を1人以上上回っています。
④日常生活継続支援加算(Ⅱ)	55	109	163	新規入居者数のうち日常生活自立度のランクⅢ、ⅣまたはMに該当する人数の占める割合が65%以上の場合該当します。

※基本的に①～④の加算が毎日加算対象となります。

介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	140/1,000	所定単位数に14.0%を乗じた単位数が加算されます。 介護職員等の処遇改善のための加算です。
----------------	-----------	---

◆入居者の負担割合は、「介護保険負担割合証」に記載された割合となります。

◆負担段階については、収入等により4段階に区分されています。

区分については、市町村に申請し、「介護保険負担限度額認定証」を取得し、施設に提出して下さい。

その他のご利用料金ご案内

3. 介護保険サービス加算料金(該当時に算定)

単位:円(介護職員等処遇改善加算を含む)

加算種類	1割負担	2割負担	3割負担	加算の内容
初期加算	36	71	107	入居後30日に限り加算されます。 入居後30日以上入院され、再び施設に戻られた場合も同様です。
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	239 (月額)	477 (月額)	715 (月額)	外部のリハビリテーション専門職等が施設を訪問し、施設の職員と共同でアセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成しています。
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	60 (月額)	119 (月額)	179 (月額)	入居者毎にADL値や栄養状態と共に疾病の状況や服薬情報などを厚生労働省に提出し、サービスの提供に当たって情報を活用しています。
ADL維持加算(Ⅰ)	36 (月額)	71 (月額)	107 (月額)	入居者全員について、入居月と翌月から6か月目においてADL値を測定し、ADLの維持・改善の度合いが一定の水準を超えた場合に加算されます。
療養食加算	8 (1回)	15 (1回)	22 (1回)	医師より発行された食事箋に基づき療養食を提供した場合に加算されます。(1日3食を限度で、1食を1回として加算されます。)
排せつ支援加算(Ⅰ)	12 (月額)	23 (月額)	35 (月額)	排せつに介護を要する入居者に対して、要介護状態を軽減できる取り組みを行い、厚生労働省へ情報を提出して適切かつ有効な実施のために情報を活用した場合に加算されます。
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	120 (月額)	239 (月額)	358 (月額)	介護ロボットやICT等の導入後の継続的なテクノロジー活用を支援するため、見守り機器等のテクノロジーを導入し、生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を継続的に行うとともに、効果に関するデータ提出を行うことを評価した場合に加算されます。
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	4 (月額)	7 (月額)	10 (月額)	褥瘡発生のリスクについて指標を用いて定期的に評価し、厚生労働省への情報提供を行い、計画を作成して定期的な見直しなどの管理をした場合に加算されます。
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	16 (月額)	32 (月額)	47 (月額)	上記Ⅰに加え、褥瘡発生のリスクがあるとされた入居者について褥瘡発生がない場合に加算されます。*ⅠかⅡのどちらかが加算されます。
外泊時費用(外泊・入院時)	293	586	878	1か月につき6日以内の外泊・入院をされた場合に所定単位数に代えて加算されます。
自立支援促進加算	334 (月額)	667 (月額)	1000 (月額)	医師が入居者ごとに施設入居時に自立支援に係る医学的評価を行い、少なくとも3月に1回医学的評価の見直しを行うとともに、情報を厚生労働省に提出し活用し、医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員その他の職員が共同して支援計画を策定し、支援計画に従ったケアを実施している場合に加算されます。
配置医師緊急時対応加算(早朝・夜間及び深夜を除く)	388	776	1163	入居者に急変が生じた場合等の対応について、日中であっても、配置医師が通常の勤務時間以外に駆けつけ対応を行った場合に加算されます。
配置医師緊急時対応加算(早朝・夜間)	775	1,549	2,323	午前6時から午前8時、もしくは午後6時から午後10時までの間に配置医師が可及的速やかに診療の必要性があると認め、実際に訪問し診察を行った場合に加算されます。
配置医師緊急時対応加算(深夜)	1,549	3,098	4,646	午後10時から午前6時までの間に配置医師が可及的速やかに診療の必要性があると認め、実際に訪問し診察を行った場合に加算されます。
看取り介護加算(Ⅰ) (死亡日以前31～45日)	86	172	257	医師により回復の見込みがないと診断され、入居者又はご家族等が看取りをご希望された場合に加算されます。死亡以前45日を上限として、当施設在所中の期間に加算されます。
看取り介護加算(Ⅰ) (死亡日以前4～30日)	172	343	514	
看取り介護加算(Ⅰ) (死亡日以前2日又は3日)	810	1,620	2,430	
看取り介護加算(Ⅰ) (死亡日)	1,525	3,050	4,574	
安全対策体制加算	24 (月額)	48 (月額)	72 (月額)	入居時、1回に限り加算されます。 外部の研修を受けた担当者を配置し、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制を整備しています。
再入所時栄養連携加算	239	477	715	医療機関に入院し、厚生労働大臣が定める特別食等が必要となり、管理栄養士が医療機関と相談の上栄養ケア計画の原案を作成した場合に1回に限り加算されます。
経口移行加算	34	67	101	経管栄養実施者の内、医師の指示を受けた方に経口移行計画を作成し、栄養管理及び支援を実施します。180日以内の期間に限り加算されます。
経口維持加算(Ⅰ)	477 (月額)	953 (月額)	1,430 (月額)	摂食機能障害により誤嚥が認められることから特別の管理が必要と医師の指示があった方に管理栄養士等が特別な管理の経口維持計画を作成し実施します。

経口維持加算(Ⅱ)	120 (月額)	239 (月額)	358 (月額)	経口維持加算Ⅰにおいて行う食事の観察及び会議等に医師、歯科医師等が1名以上加わるにより質の高い経口維持計画を策定した場合に加算されます。
退所時栄養情報連携加算	84	168	251	管理栄養士が、退所先の医療機関等に対して、当該者の栄養管理に関する情報を提供する。1月につき1回を限度として加算されます。
退所時情報提供加算	298	596	894	医療機関に退所する入居者等について、退所後の医療機関に対して、入居者等の同意を得て、当該入居者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、入居者1人につき1回に限り加算されます。
若年性認知症利用者受入加算	144	287	430	若年性認知症の方を受入れ、その方の特性やニーズに応じた施設サービスを提供した場合に加算されます。

4. その他の料金

単位:円

特別な食事	実費	入居者の希望に基づいて特別な食事を選択された場合
娯楽・行事費用	実費	入居者の希望により娯楽や行事に参加された場合
理容・美容代	実費	業者の定める金額
複写物の交付	10	1通につき
文書料	1,000	1通につき(入居証明書、領収証再発行など)
貴重品管理	1,000 (月額)	★原則、貴重品の管理はお断りしています。 当施設で預金通帳、金融機関届出印、年金証書などを管理した場合。
電気製品持込み費	1品10円～ 50円	★携帯電話、テレビ、電気毛布等家電品の持込み費用として1品に対して日額で請求します。
その他の費用	実費	入居者の希望による日常生活上の費用

介護保険サービス加算料金、その他の料金については、要介護度や負担段階に関係なく共通料金です。

特別養護老人ホーム 湖の花